

朝日町告示第36号

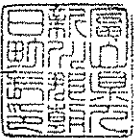
字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による非補助ほ場整備事業宮崎地区宮崎換地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成15年12月25日

朝日町長 魚津 龍



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「見崎」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
朝日町	宮崎	明石	32の2
		小村作	100の1、100の3、101の1、102、 103の1から103の3まで、104の1、104の2、 105の1、105の4、106の1、110の1、 112の1、113の1、113の2、119の2、 120、121の2、122、123、124の1、 124の2、125、126、127の1、128から 131まで、132の1から132の3まで、133の1、 133の2、134から137まで、138の1、 141の1、142から144まで、145の1、 145の2、146から149まで、151から189まで、 191、194から196まで
		池田	197から200まで、207から210まで、 211の1、212、213、244、246、248から 250まで、252から268まで、275の1、 277から285まで、286の1、287の1、
	九郎三郎作	290から293まで、294の1から294の3まで、 295の2、296、297の2、299の2、 301の1、302の2、303、304の1、 304の5、305の1、312の2、312の3、 312の6、313、314の1、326の1、327、 330の2、363、364、365の1、365の2、 366、371の1、372、373、374の1から 374の3まで、375から377まで	
	境	馬場	26から28まで、29の1、29の2、30から39まで、 40の1、40の2、41から43まで、45

上記の区域内にある国有地の全部を含む。